

住まいと健康フォーラムニュース

発行者：住まいと健康フォーラム事務局

第35号

〒108-8638 東京都港区白金台4-6-1 国立公衆衛生院 建築衛生学部 '01.10.11.

TEL 03-3441-7111 内276

FAX 03-3446-4723

住まいと健康フォーラム『香川フォーラム』 第60回公衆衛生学会自由集会のお知らせ

毎年恒例の公衆衛生学会自由集会『香川フォーラム』を、以下のとおり行います。
会員の方は、周囲の方をお誘いいただき、ふるってご参加ください。

日時：2001年11月1日（木） 18:00～20:00

会場：ホテル ニューフロンティア 「ローズ」（高松市）

テーマ：介護保険後の住宅改善支援の状況

問い合わせ先：香川医科大学看護学科 飯降くいぶり（TEL 087-891-2356）

2001年 住まいと健康フォーラム 総会・全国フォーラム 報告

2001年7月6日（金）に、住まいと健康フォーラムの総会及び全国フォーラムが開催されました。当日は約120名の、環境衛生監視員・保健婦・研究者らが集まりました。

★総会

江東区保健所 澤井さんより、2000年度の事業報告及び会計報告が行われ、拍手で承認されました。

続いて、2001年度の事業計画及び予算が提案され、拍手で承認されました。

詳細は総会資料をご覧ください。

★全国フォーラム

休憩後、板橋区保健所 佐伯さんの司会で、全国フォーラムを開会しました。

まず、事務局である国立公衆衛生院 鈴木さんより「住まいと健康フォーラム」の紹介も含めて、全国フォーラム開催のあいさつをいただきました。

次に国立公衆衛生院 建築衛生学部長の池田さんより、基調講演として「シックハウスの現状」と題して講演をいただきました。

「シックハウスには厚生労働省、国土交通省、経済産業省など色々な省庁が関与しています。厚生労働省の対応は、①ガイドラインの作成、②相談体制の整備、③実態調査、④診断治療機関の建設などです。

実態調査では当初より、オフィスや住宅内のTVOCがWHOの基準に比べて、かなり高いことが分かっていました。

ガイドラインは最初ホルムアルデヒドについて決められました。その3年後にトルエン、キシレン、パラジクロロベンゼンのガイドラインを決めました。

ホルムアルデヒドの実態調査では、5年くらい前までの住宅の濃度が高く、最近の住宅では横ばいようです。これはガイドラインの設定が影響しているものと考えられます。

この後エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、フタル酸ジブチルのガイドラインも出されました。また注目すべきことにこのとき同時にTVOCについてもガイドラインが示されました。本来個々の物質の基準値も決めにくいのに、トータルVOCについて基準を決めるのはなかなか困難です。しかし、数字が決まらないものは守られないということが

あります。例えばガイドラインが出来たホルムアルデヒドの室内濃度は下がっても、アセトアルデヒドの濃度は逆に上がってしまうということもあります。そこで、なんとか数字を出して欲しいと要望した結果、ガイドラインが示されたことは大きいと思います。

治療、診断施設としては従来北里大学にしかなかったわけですが、国立相模原病院に作るようとしています。

国土交通省の動きとしては、健康住宅研究会による設計・施工ガイドライン、ユーザーズマニュアルの作成、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に定める住宅性能表示制度の施行、住宅紛争処理支援センターの充実などがあげられます。

また、住宅建材の問題から、経済産業省は JIS 規格、林野庁は JAS 規格の検討も行っていきます。これらの取り組みが現在の国の動きです。

今後厚生労働省では、保健所がシックハウスの相談対応が的確に出来るよう、相談マニュアルを示すとともに、ユーザーの住まい方のマニュアルも作成の予定です。

同時にガイドラインも次々に作る予定ですが、私としては個々の物質のガイドラインより、TVOC でしばっていくほうが、効果があるように思います。

国の機関の動きとしてはこのようになっていきます。これらをふまえて、現場の保健所でも積極的な取り組みを期待します。」

★シンポジウム

この後、パネラー、コーディネーターの紹介があり、コーディネーターの品川区保健所 國弘さんの進行で「シックハウスへの取り組み」のテーマでシンポジウムが行われました。

まず第 1 番目のパネラーとして、北海道稚内保健所の保健婦 阿部さんよりお話がありました。

「北海道では 11 年度の終わりに道民の健康づくりの一環として、3つの取り組みを決めました。一つ目が快適居住環境連絡会の設置です。これはシックハウス、化学物質過敏症、住宅の設備や住まい方など健康に関する情報交換のため、道庁内に設置されました。構成は保健福祉部、総務部、環境生活部、水産林務部、建設部、教育庁です。組織が大きいと縦割りで、居住環境に関わる事業でも、互いの部署でやっていることが見えないため、その弊害をなくすために開かれています。

二つ目は住民の相談と知識の普及の推進です。保健推進係を相談窓口として位置付け、環境衛生係と連携しながら住民の相談に対応することとしました。また、住民の啓発のため、リーフレットの予算の確保を行いました。

三つ目が国立公衆衛生院に職員の派遣研修を行いました。「住まいと健康コース」に保健婦として私が派遣されました。学んだことをまとめ、道の担当課にシックハウス相談対応システムの提言をしました。

道としては 12 年度から相談窓口開設と室内空気質の検査実施に向けて、具体的作業を開始しました。

保健所におけるシックハウス相談の流れは、まず保健推進係の保健婦が初回の対応をします。必要に応じて環境衛生係や試験検査係と連携して対応します。相談者の希望する場合は、室内空気の測定も衛生研究所などで対応しています。

シックハウス問題に経験のない保健婦のために、シックハウス Q&A を作成しました。

相談件数は平成 12 年 10 月から 13 年 3 月までで 97 件、13 年 4 月から 5 月で 60 件となっています。今後も増加する傾向にあると思われます。

課題としては、相談対応に不慣れなため各係で相談して対応しているが、相談件数の増加により人員的、経費的に対応しきれない恐れがあること、室内空気の検査料金が高額なこと、シックハウス症候群に対応してもらえる医療機関がないこと、啓発活動の充実などがあげられます。

まだ数々の課題はありますが、道庁内の体制をつくり保健所の役割を明確にして動ける

体制を作ったことは価値があると思います。今後は地域ぐるみの活動に展開していくためのネットワークづくりの視点を持って活動したいと思います」

阿部さんからは、北海道の対応フロー図、保健相談要領等の資料が提供されました。

次に第2番目のパネラーとして、住宅紛争処理支援センターの相談員 小川さんより、お話がありました。

「住宅紛争処理支援センターは本来、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく、性能評価を受けた住宅に関わるトラブルに対応する指定住宅紛争処理機関（弁護士会）を、バックアップする機関として定められています。しかし、一般の住宅においても電話相談を受け付けています。

電話による相談は無料で対応していますが、より専門的な相談を受けたいと言う方には、専門家相談のシステムを作っています。これは有料で1時間10,500円となっています。効率的な相談の実施のため、事前に資料を提出してもらった上で、専門家との相談を行っています。

また、シックハウスの相談については、別なシステムを作っていて、まず相談もシックハウス担当相談員が受けます。担当で回答できればそこで終了ですが、その相談の専門性が高い場合、センターの相談員から外部シックハウス専門相談員のアドバイスを受け、その後回答することもあります。なお、相談者が希望すれば、前述の専門家相談を受けることもできます。

相談の対応には健康被害チェックシートを用いています。電話での相談はお金もかかりますし、身体被害のある方は電話も苦痛と言う方もいるので、郵送やFAXでも対応できるようにこのシートを活用しています。

シックハウスの相談は12年度で430件受け付けました。件数は増加している印象です。相談件数や代表的な事例はセンターのホームページに掲載しています。

現在センターの位置付けは、電話相談の対応ということで、業者との調停や斡旋、あるいは業者に直接話をすることもできないことになっています。あくまで相談者に助言するにとどまっています。今後、相談業務のわくはずせませんが、より相談者に有益な活動をしていきたいと思います。そのためにも保健所との交流を深めていきたいと考えます。」

次に第3番目のパネラーとして、厚生労働省医薬局 化学物質安全対策室 吉田さんより、お話がありました。

「今回発行する『室内空气中化学物質についての相談マニュアル作成の手引き』について説明いたします。

相談者に対しては、その相談をよく把握することが重要です。アドバイスの基本的なスキームとしては、症状の緩和のため専門的な診断・治療を受けること、換気の励行、発生源の推定があげられます。

また、相談者が業者との交渉を求めている場合は、基本的には当事者間の交渉であるが、相談者に必要な情報の収集や、交渉の相手、何が問題で何を求めるのか等を具体的に助言することは必要と考えます。

また、ホルムアルデヒドを始めとする化学物質の情報について、相談者から求められる場合もあるので、本手引きにまとめてあります。

現在ガイドラインを定めているものの他に、室内のVOCには数多くあり、厚生労働省では今後50種類程度までのガイドラインを随時定めていく予定です。

その他建材や壁紙の規格や、相談先についてもまとめてありますので、各自治体の相談業務に役立てていただければ幸いです」

この後質疑応答、意見交換を行いました。内容としては、北海道の体制作りのきっかけや室内環境への従来の取り組みについて、シックハウス症候群の患者のための、避難住宅の確保について、地域の医療機関や建築士会等との連携について等があげられました。

最後にコーディネーターの國弘さんより

「実際にシックハウス問題で工務店やメーカーに資料請求すると、現在は保健所にきちんとデータを出してくることが多いです。保健所が前面に立つのではなく、作り手と住民の間の橋渡しをすることで、係争ではない解決もできるのではないのでしょうか」との提言があり、シンポジウムを終了しました。

全国フォーラムの最後として、高崎健康福祉大学へ移られた松本先生より全体の感想をいただきフォーラムを終了しました。

シックハウス連絡会の会員からの手紙

市川信子

会員からの被害を訴える手紙を紹介します。患者の被害の実態を皆さんに知っていただき、シックハウス問題への対策が進むことを望んでおります。

『化学物質過敏症に罹患した経緯等について』

- 昭和 61 年 10 月 新築建売住宅を購入。住んで半年位から、めまい、疲れやすい、咳が出やすい、声が出にくい等様々な症状が現れ、それがずっと続いていた。
- 平成 3 年 10 月 外壁全面塗装を施工
- 平成 8 年 11 月 妻と娘が血痰その他の身体症状が激しくなったため、アパートに緊急避難した。その頃に横浜国立大学環境科学センターに依頼して、自宅建物の「室内空気分析」をしてもらい、34種類の「化学物質」が検出された。《分析表あり》
- 平成 9 年 5 月 北里大学医学部付属病院眼科の検査により、妻と娘共【縮瞳】がみられ、更に眼球の追尾検査で脳中枢神経の異常が確認された。
《北里大学医学部付属病院眼科の意見書あり》
- 平成 9 年 6 月 建物全体の壁材に、防蟻・防腐剤を含浸させた【ラスカットパネル】が使用されていたことが確認された。
- 平成 13 年 4 月 アパートに転居してからも、有害化学物質の刺激臭による様々な症状に悩まされ、現在まで10回、転居した。
現在は当初出ていた症状とは違った症状が出てきたり、体調が良くなったとしても、至る所に【有害化学物質】で汚染された建物、人間が増えているので、近づくと体が反応し、身体が様々な症状を起こしてしまう。
現状は【化学物質過敏症】になってしまった人が、安全に、健康に住むところが無くなってきており、明日への希望を求めて毎日を模索している状況であります。

事務局だより

会費の振込用紙を送付します。会費納入にご協力ください。(年額2000円)

退会の意向の方は、名簿整理上、必ずご連絡ください。なお本年中に会費を納入していただかない場合は、ニュースの送付を中止いたしますので、ご了承ください。

事務局

〒108-8638

東京都港区白金台4-6-1

国立公衆衛生院

建築衛生学部

居住環境衛生室

鈴木 晃

TEL 03-3441-7111 内276 FAX 03-3446-4723

★事務局、部屋を空けていることが多いので、ご連絡はなるべくFAXをお願いします。